

9. 低所得者対策

(1) 生活保護（事業開始…昭和25年）

ア 生活保護状況と最近の推移（第1表参照）

本県の生活保護の動向は、地域的な特性から時期的に若干のずれがあるものの、大局的には全国とほぼ同様に推移している。

昭和50年度以降の生活保護世帯数及び被保護人員は、短期的に増減の変動があるものの、長期的には減少傾向を辿っており、全国から遅れること2年後の平成9年度に底に達し、被保護世帯数8,865世帯、被保護人員12,115人にまで減少していた。

しかし、平成初期からの景気低迷等の影響を受けて平成10年度から増加に転じ、増加傾向で推移してきたが、近年は微減傾向にあり、令和3年3月現在における県内の被保護世帯数は14,403世帯、被保護人員は17,895人となっている。

イ 保護率の全国対比（付表1参照）

保護率（人口1,000人当たりの割合）は、被保護世帯数や被保護人員の状況と連動して推移しており、令和3年3月現在の25.6%は全国平均16.4%と比較すると高率となっている。

ウ 福祉事務所別保護の状況（付表2参照）

令和3年3月現在における福祉事務所別の保護率は、室戸市、高知市、須崎市、安芸福祉保健所が高く、香南市、中央東福祉保健所、須崎福祉保健所、香美市が低い。

エ 扶助別人員（第1表及び付表4参照）

生活扶助人員は、昭和50年度以前から漸減基調で推移しており、昭和57年度から数年間は増加したものの、昭和61年度から再び減少に転じている。しかし、平成9年度を底に翌10年度に増加に転じてから増加傾向が続いてきたが、近年は微減傾向になっている。

医療扶助人員は、長期的にみると昭和50年度以降減少傾向を辿り、平成8年度に底に達した後、翌9年度から再び増加に転じ増加傾向で推移してきたが、近年は微減傾向になっている。これを医療扶助率（被保護人員に対する医療扶助人員の割合）でみた場合、昭和50年度の76.5%が平成11年度には87.3%に上昇していたが、平成12年度には84.0%とわずかに降下している。この要因として、平成12年4月に施行された介護保険法の影響が考えられるが、その後の医療扶助率はほぼ横ばいとなっている。

オ 被保護世帯の状況（付表3参照）

令和3年3月現在における状況を世帯類型別にみると、高齢者世帯60.3%、母子世帯3.2%、傷病・障害者世帯20.3%、稼働年齢層の被保護者が含まれるその他世帯16.1%であり、近年高齢者世帯の割合が増加傾向となっている。

カ 保護費の支出状況（第1表及び付表5・6参照）

昭和50年度以降の保護費は、被保護世帯・人員の微減傾向にもかかわらず、昭和54年度まで保護基準の改定や医療扶助費の伸び等により年々増加を続けていたが、昭和55年度決算額において

被保護世帯の減少により初めて前年比 2.5%減となった。昭和 56 年度以降は、被保護世帯数の動向や保護基準の改定、年金制度改正等を要因とした増減を繰り返しつつも、長期的には増加基調で推移してきたが、近年は微減傾向となっている。

令和元年度の生活保護費決算額は 309 億 2967 万円となり、うち医療扶助費は 179 億 4,705 万円 (58.0%) を占めている。

キ 市町村別保護状況 (第 2 表参照)

県下 34 市町村のうち 28 市町村が県平均以下の保護率であり、最高は東洋町 69.6%、最低は馬路村の 4.1%である。

(2) 生活保護施設

生活保護は、生活困窮者に対し経済的な援助を行い、自立助長をはかることを目的にしている。その方法には、居宅保護と施設保護とがある。保護施設は生活保護法の目的を達成するため必要な事業を行う施設 (救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設及び宿所提供施設) である。

○ 救護施設

身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて生活扶助を行うことを目的とする施設である。

(R3.4.1 現在)

施設の種類	施設の名称	経営主体	所在地	定員(人)	入所人員(人)
救護施設	浦戸園	(社福)海の里	高知市十津 2 丁目 12 番 2 号	50	50
	誠和園	(社福)秦ダイヤライフ福祉会	高知市一宮南町一丁目 4 番 74 号	70	73
計	2			120	123

(第1表)保護状況の年次推移

年度 (平均)	被保護世帯数		被保護人員		保護率(%)		生活扶助		住宅扶助		教育扶助		医療扶助		介護扶助		その他の扶助		年度保護費総額	
	実数	指数	実数	指数	()は全国	指数	人員	指数	人員	指数	人員	指数	人員	指数	人員	指数	人員	指数	金額(千円)	指数
S 50	13,840	100	22,637	100	28.4 (12.1)	100	18,749	100	7,983	100	2,406	100	17,323	100			76	100	13,641,128	100
55	12,251	88.5	19,678	86.9	23.8 (12.2)	83.8	16,373	87.3	8,409	105.3	2,309	96.0	15,515	89.6			59	77.6	19,457,622	142.6
60	13,019	94.1	21,417	94.6	25.7 (11.8)	90.5	18,394	98.1	11,243	140.8	2,810	116.8	17,614	101.7			51	67.1	25,921,054	190.0
H 2	10,310	74.5	15,899	70.2	19.1 (8.2)	67.3	14,205	75.8	10,022	125.5	1,804	75.0	13,629	78.7			37	48.7	21,247,719	155.8
8	8,872	64.1	12,206	53.9	14.9 (7.1)	52.5	10,495	56.0	7,868	98.6	944	39.2	10,493	60.6			24	31.6	21,246,262	155.8
9	8,865	64.1	12,115	53.5	14.9 (7.2)	52.5	10,406	55.5	7,923	99.2	913	37.9	10,507	60.7			23	30.3	22,112,290	162.1
10	9,005	65.1	12,274	54.2	15.1 (7.5)	53.2	10,511	56.1	8,127	101.8	908	37.7	10,649	61.5			23	30.3	22,684,888	166.3
11	9,167	66.2	12,393	54.7	15.3 (7.9)	53.9	10,686	57.0	8,353	104.6	873	36.3	10,820	62.5			22	28.9	23,236,572	170.3
12	9,448	68.3	12,735	56.3	15.7 (8.2)	55.3	11,000	58.7	8,693	108.9	855	35.5	10,702	61.8	1,032	100.0	25	32.9	22,814,419	167.2
13	9,897	71.5	13,430	59.3	16.6 (9.0)	58.5	11,679	62.3	9,298	116.5	920	38.2	11,297	65.2	1,255	121.6	22	28.9	23,731,472	174.0
14	10,540	76.2	14,383	63.5	17.7 (9.8)	62.3	12,594	67.2	10,106	126.6	1,003	41.7	12,095	69.8	1,532	148.4	24	31.6	25,876,532	189.7
15	11,211	81.0	15,430	68.2	19.0 (10.5)	66.9	13,666	72.9	11,039	138.3	1,121	46.6	12,905	74.5	1,767	171.2	30	39.5	26,964,496	197.7
16	11,675	84.4	16,016	70.8	19.9 (11.1)	70.1	14,043	74.9	11,555	144.7	1,149	47.8	13,541	78.2	1,930	187.0	31	40.8	28,046,660	205.6
17	11,959	86.4	16,385	72.4	20.4 (11.6)	71.8	14,332	76.4	11,927	149.4	1,175	48.8	13,994	80.8	2,100	203.5	214	281.6	28,694,167	210.4
18	12,255	88.5	16,683	73.7	21.0 (11.8)	73.9	14,576	77.7	12,201	152.8	1,140	47.4	14,141	81.6	2,137	207.1	267	351.3	28,356,833	207.9
19	12,602	91.1	17,051	75.3	21.4 (12.1)	75.4	14,862	79.3	12,945	162.2	1,159	48.2	14,314	82.6	2,263	219.3	313	411.8	28,121,593	206.2
20	13,016	94.0	17,572	77.6	22.2 (12.5)	78.2	15,314	81.7	12,973	162.5	1,220	50.7	14,724	85.0	2,325	225.3	482	634.2	29,063,016	213.1
21	13,679	98.8	18,535	81.9	23.7 (13.8)	83.5	16,317	87.0	13,762	172.4	1,290	53.6	15,645	90.3	2,392	231.8	365	480.3	30,572,314	224.1
22	14,663	105.9	19,943	88.1	25.7 (15.2)	90.5	17,752	94.7	14,959	187.4	1,380	57.4	16,928	97.7	2,505	242.7	448	589.5	32,597,507	239.0
23	15,279	110.4	20,778	91.8	27.1 (16.2)	95.4	18,510	98.7	15,749	197.3	1,376	57.2	17,659	101.9	2,735	265.0	542	713.2	33,501,584	245.6
24	15,696	113.4	21,326	94.2	28.3 (16.9)	99.6	18,900	100.8	16,271	203.8	1,371	57.0	18,199	105.1	2,878	278.9	563	740.8	34,360,135	251.9
25	15,712	113.5	21,146	93.4	28.3 (17.1)	99.6	18,778	100.2	16,175	202.6	1,361	56.6	17,603	101.6	3,018	292.4	614	807.9	34,160,196	250.4
26	15,644	113.0	20,882	92.2	28.2 (17.0)	99.3	18,464	98.5	15,999	200.4	1,263	52.5	17,472	100.9	3,050	295.5	498	655.3	34,031,406	249.5
27	15,524	112.2	20,539	90.7	28.0 (17.0)	98.6	17,959	95.8	15,660	196.2	1,217	50.6	17,264	99.7	3,125	302.8	463	608.6	34,154,710	250.4
28	15,373	111.1	20,094	88.8	27.8 (16.9)	97.9	17,479	93.2	15,344	192.2	1,170	48.6	17,053	98.4	3,188	308.9	454	597.4	33,457,234	245.3
29	15,155	109.5	19,526	86.3	27.3 (16.8)	96.1	16,870	90.0	14,912	186.8	1,048	43.5	16,699	96.4	3,323	322.0	424	558.4	32,135,239	235.6
30	14,997	108.4	19,060	84.2	26.9 (16.6)	94.7	16,408	87.5	14,546	182.2	931	38.7	16,467	95.1	3,399	329.4	419	551.3	31,814,916	233.2
R1	14,814	107.0	18,647	82.4	26.6 (16.4)	93.8	15,961	85.1	14,158	177.3	861	35.8	16,104	93.0	3,436	333.0	383	503.9	30,929,676	226.7
R2	14,510	104.8	18,095	79.9	26.1 (16.4)	91.9	15,437	82.3	13,850	164.7	788	32.8	15,634	90.2	3,456	334.9	364	478.9		

保護状況の最近の推移(R2.4~R3.3)

年月	被保護世帯数		被保護人員		保護率(%)		生活扶助		住宅扶助		教育扶助		医療扶助		介護扶助		その他の扶助	
	実数	指数	実数	指数	()は全国	指数	人員	指数	人員	指数	人員	指数	人員	指数	人員	指数	人員	指数
R2年 4月	14,631	100.0	18,379	100.0	26.6 (16.4)	100.0	15,522	100.0	13,931	100.0	827	100.0	15,774	100.0	3,439	100.0	278	100.0
R2年 5月	14,577	99.6	18,270	99.4	26.4 (16.3)	99.2	15,517	100.0	13,939	100.1	811	98.1	15,637	99.1	3,440	100.0	357	128.4
R2年 6月	14,564	99.5	18,217	99.1	26.3 (16.3)	98.9	15,431	99.4	13,881	99.6	800	96.7	15,715	99.6	3,444	100.1	363	130.6
R2年 7月	14,558	99.5	18,170	98.9	26.3 (16.3)	98.9	15,388	99.1	13,849	99.4	791	95.6	15,733	99.7	3,452	100.4	365	131.3
R2年 8月	14,537	99.4	18,143	98.7	26.2 (16.3)	98.5	15,300	98.6	13,831	99.3	788	95.3	15,667	99.3	3,450	100.3	373	134.2
R2年 9月	14,522	99.3	18,107	98.5	26.2 (16.3)	98.5	15,276	98.4	13,814	99.2	780	94.3	15,619	99.0	3,437	99.9	367	132.0
R2年 10月	14,523	99.3	18,100	98.5	26.2 (16.3)	98.5	15,380	99.1	13,817	99.2	779	94.2	15,667	99.3	3,464	100.7	367	132.0
R2年 11月	14,481	99.0	18,022	98.1	26.0 (16.3)	97.7	15,617	100.6	13,869	99.6	776	93.8	15,585	98.8	3,440	100.0	368	132.4
R2年 12月	14,468	98.9	17,991	97.9	26.0 (16.3)	97.7	15,536	100.1	13,863	99.5	773	93.5	15,582	98.8	3,459	100.6	360	129.5
R3年 1月	14,438	98.7	17,938	97.6	25.9 (16.3)	97.4	15,450	99.5	13,836	99.3	771	93.2	15,559	98.6	3,485	101.3	377	135.6
R3年 2月	14,414	98.5	17,910	97.4	25.9 (16.3)	97.4	15,363	99.0	13,766	98.8	773	93.5	15,476	98.1	3,467	100.8	358	128.8
R3年 3月	14,403	98.4	17,895	97.4	25.9 (16.4)	97.4	15,462	99.6	13,809	99.1	786	95.0	15,590	98.8	3,496	101.7	444	159.7

(第2表) 市町村別保護状況

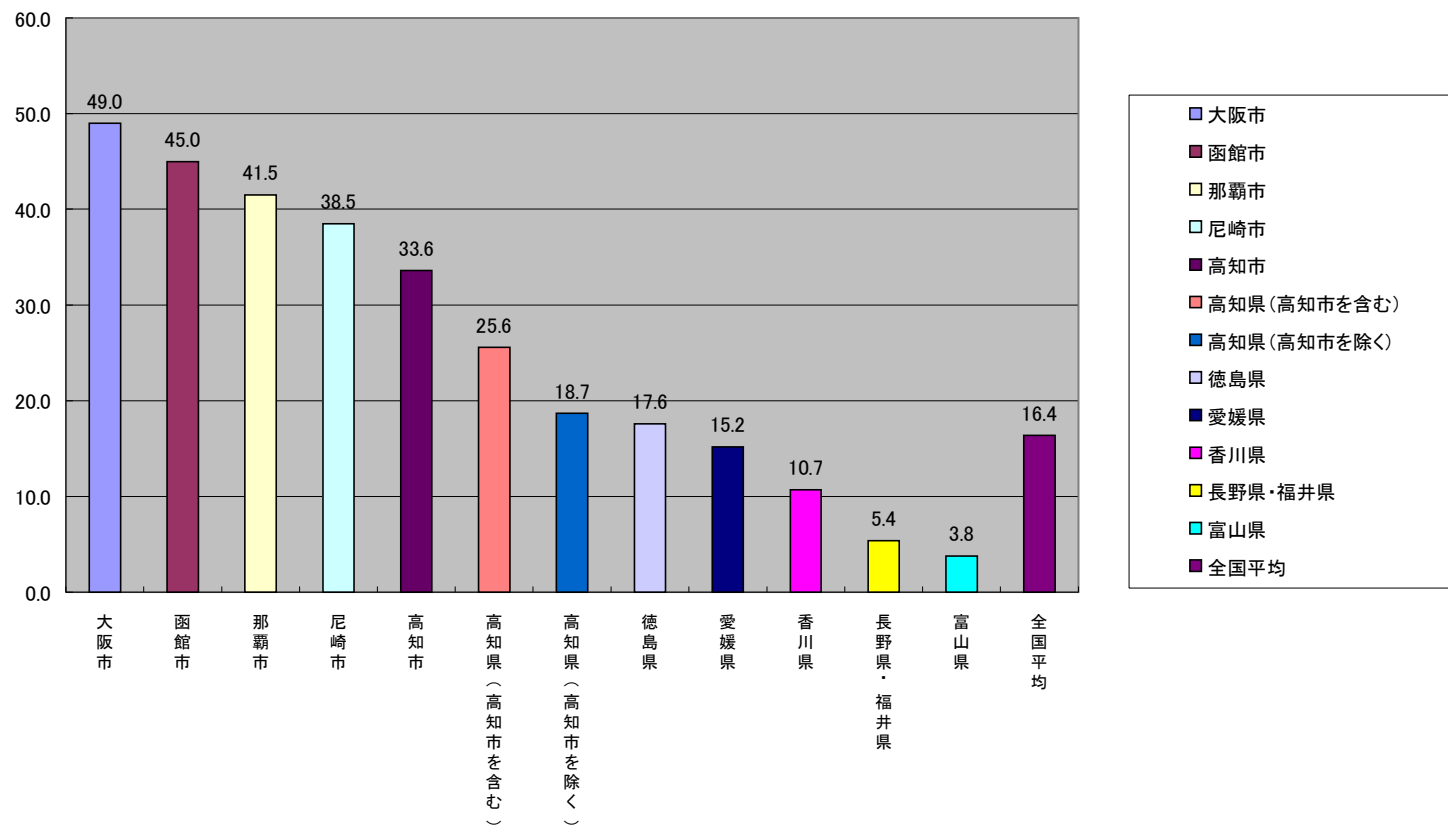
令和3年3月

市町村名	管内人口 (A)	被保護 世帯数	被保護 人員 (B)	保護率 (B)/(A)× 1,000 (%)	市町村名	管内人口 (A)	被保護 世帯数	被保護 人員 (B)	保護率 (B)/(A)× 1,000 (%)
高知市	327 088	8 790	11 056	33.8	本山町	3 388	45	55	16.2
室戸市	11 807	508	647	54.8	大豊町	3 224	31	34	10.5
安芸市	16 249	272	305	18.8	土佐町	3 720	39	42	11.3
南国市	46 674	763	986	21.1	大川村	359	3	3	8.4
土佐市	25 748	306	379	14.7	いの町	20 960	221	260	12.4
須崎市	20 593	458	584	28.4	仁淀川町	4 738	51	60	12.7
宿毛市	19 336	287	348	18.0	佐川町	12 293	169	204	16.6
土佐清水市	12 199	174	202	16.6	越知町	5 225	73	88	16.8
四万十市	32 700	566	675	20.6	日高村	4 738	68	75	15.8
香南市	32 173	331	391	12.2	中土佐町	6 073	71	88	14.5
香美市	26 453	309	359	13.6	四万十町	15 792	203	230	14.6
東洋町	2 183	114	152	69.6	禰原町	3 354	27	34	10.1
奈半利町	3 048	107	131	43.0	津野町	5 291	42	48	9.1
田野町	2 514	25	32	12.7	黒潮町	10 261	137	167	16.3
安田町	2 439	41	48	19.7	大月町	4 408	105	134	30.4
北川村	1 149	6	9	7.8	三原村	1 387	17	20	14.4
馬路村	728	3	3	4.1					
芸西村	3 677	40	45	12.2	県合計	691 969	14 402	17 894	25.9

※厚生労働省「生活保護状況速報」とは管内人口の取り方が違うため保護率が相違することがあります。

(付表1) 都道府県・指定都市・中核市別保護率(千分比)の対比(令和3年3月)

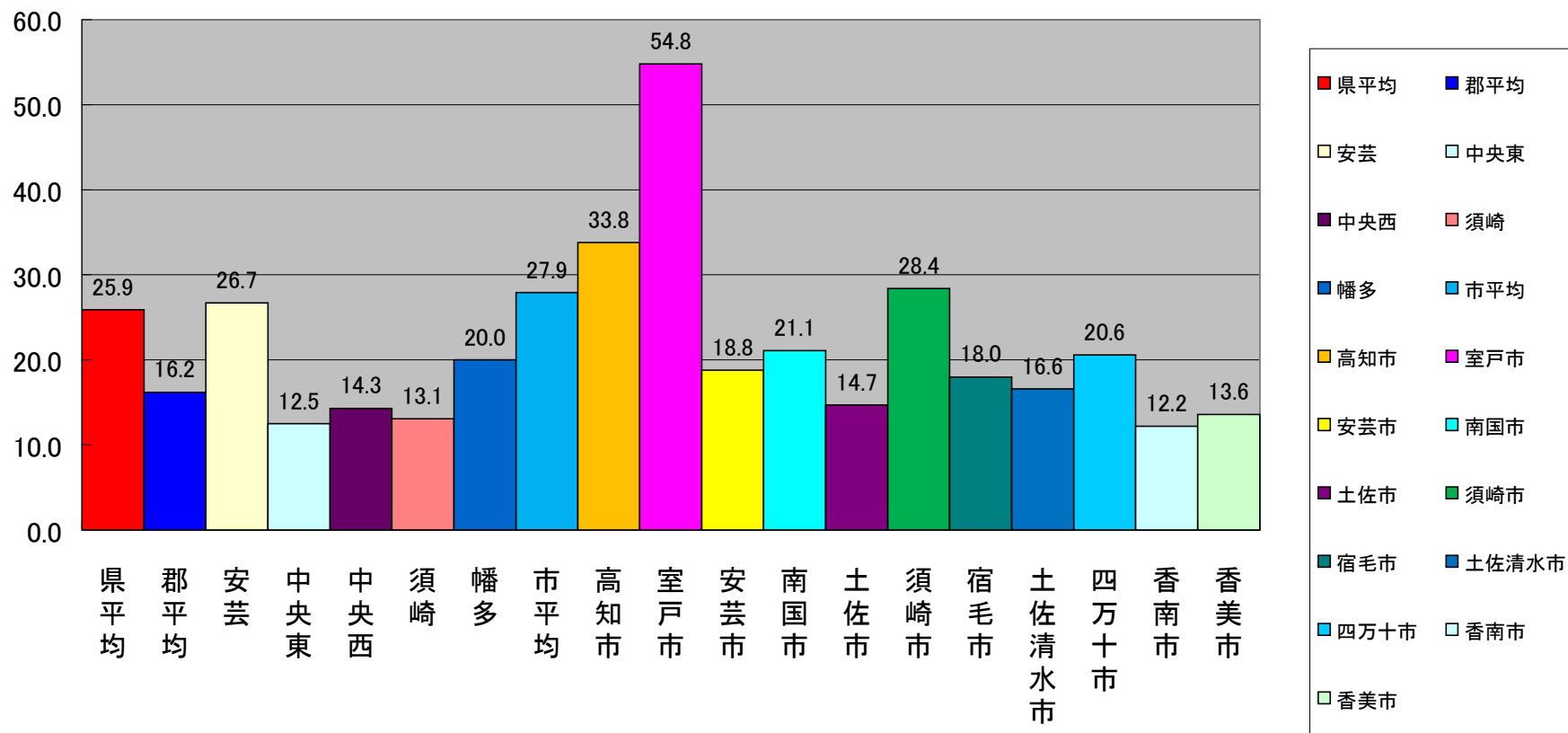
(%)



厚生労働省「生活保護状況速報」
をもとに作成

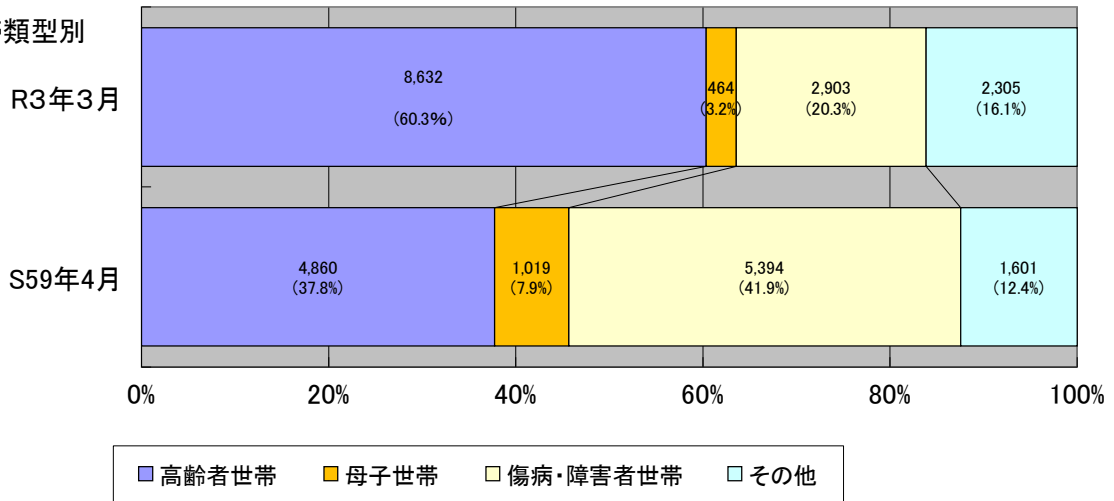
(%)

(付表2) 福祉事務所別保護率(千分比)対比(令和3年3月)

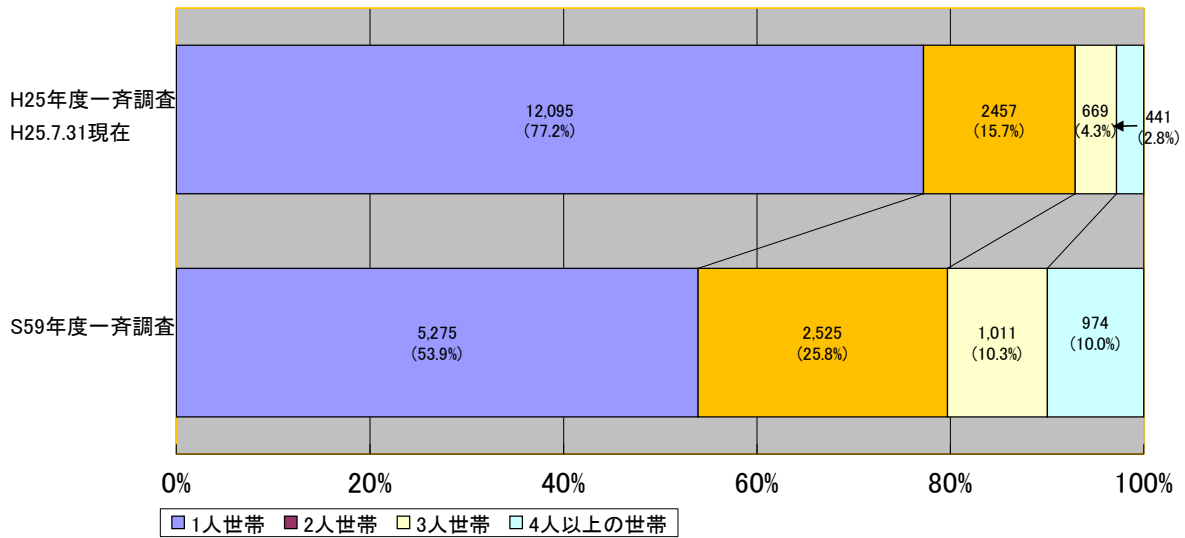


(付表3) 被保護世帯の構成 (ただし、停止中の世帯を除く。)

(1) 世帯類型別

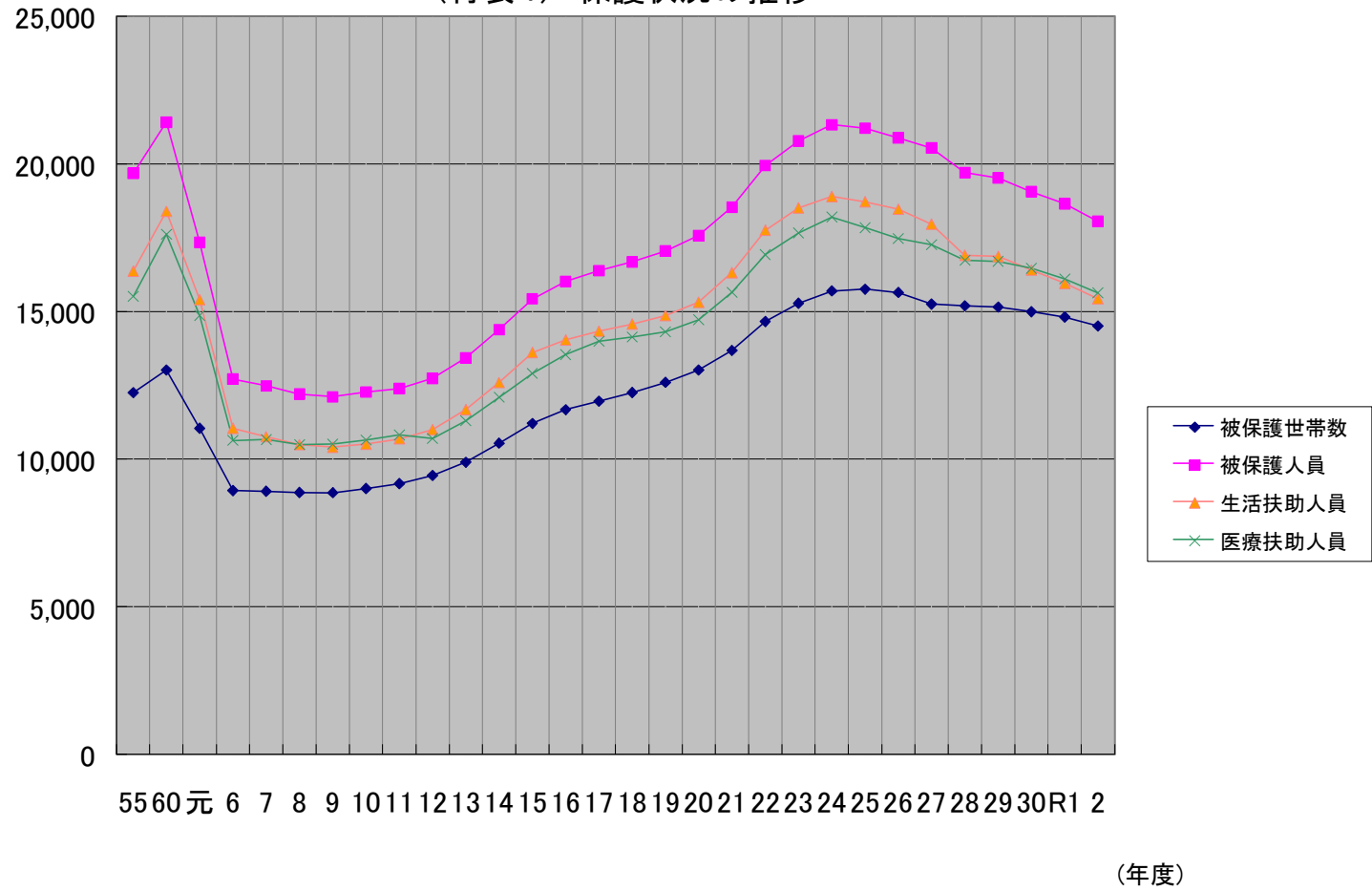


(2) 世帯構成人員別



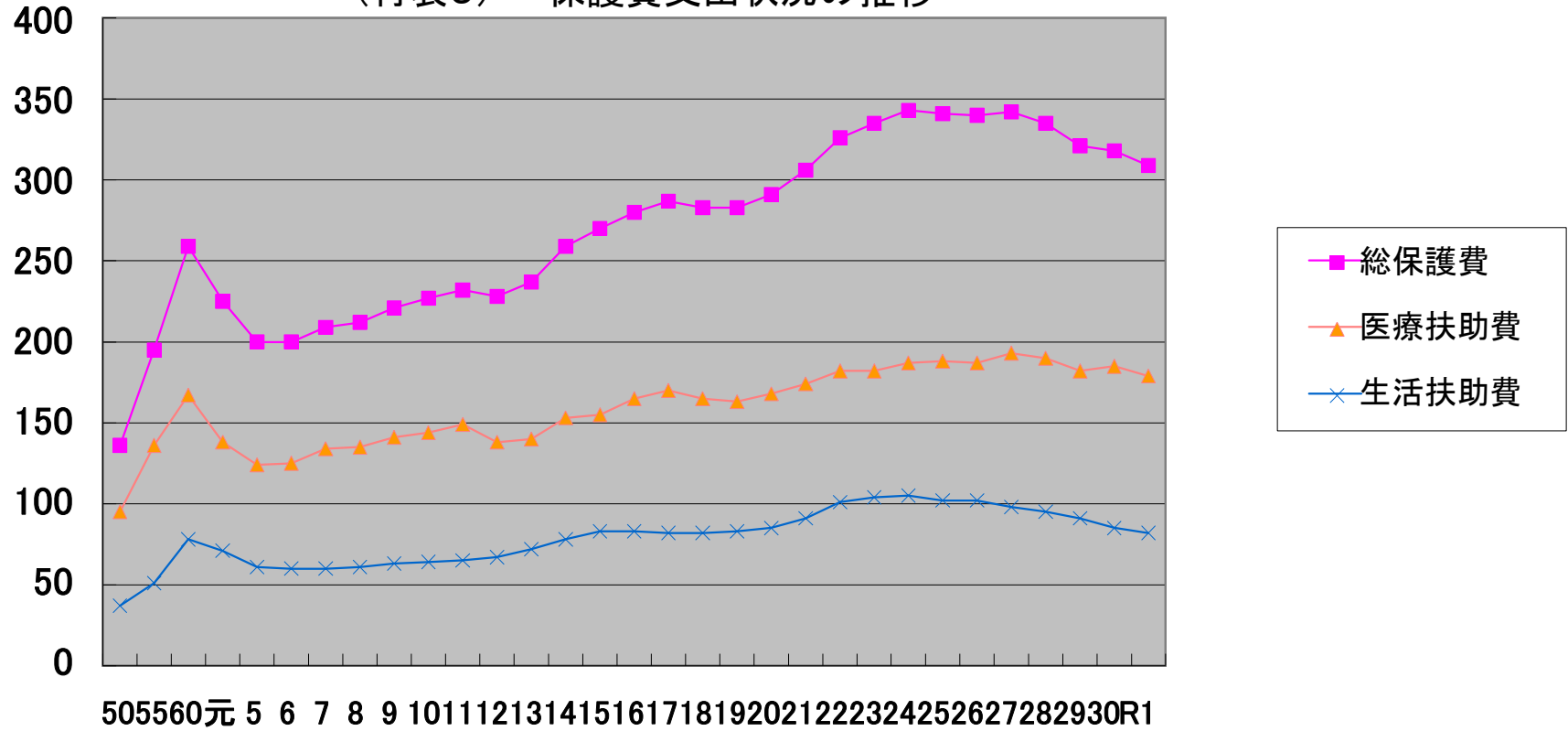
(人・世帯)

(付表4) 保護状況の推移



(億円)

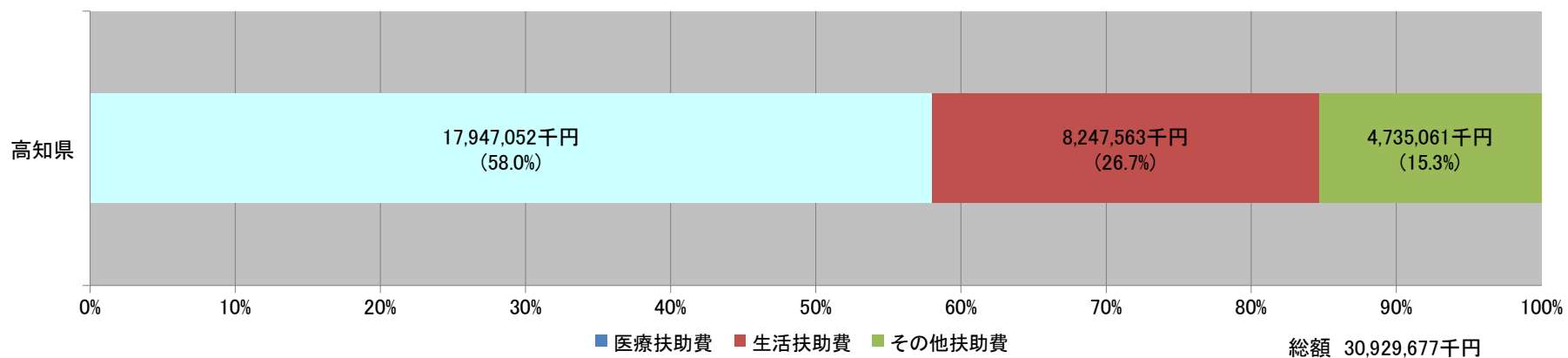
(付表5) 保護費支出状況の推移



Ⅲ(3)

(年度)

(付表6) 保護費扶助別構成(令和元年度)



(4) 生活福祉資金

この制度は、低所得者や高齢者、障害者の生活を経済的に支えるとともに、その在宅福祉及び社会参加の促進を図ることを目的として、昭和30年に「世帯更生資金貸付制度」が創設され、自立更生のために活用されており、令和元年度においては、76,367千円の貸付け決定が行われている。

この貸付制度は、高知県社会福祉協議会を実施主体として、市町村社会福祉協議会が窓口となって実施している。原資は全額国と県の補助であり、平成30年度末で31億3,672万余円、貸付決定額の累計は114億6,447万円となっており、低所得者対策として、その自立更生、生活の安定等に大きな役割を果たしている。

平成2年10月1日に名称を「生活福祉資金貸付制度」と改め、平成10年4月1日には貸付対象者が低所得世帯・障害者世帯・高齢者世帯に改正された。平成14年3月1日からは、失業者の方に対する離職者支援資金、平成15年4月1日からは、居住用不動産を担保とする長期生活支援資金、平成19年4月1日からは、生活保護を受給している高齢者世帯に対して、要保護世帯向け長期生活支援資金が開始された。平成21年10月には、厳しい経済危機のもとで失業等による生活困窮が広がっている状況を踏まえ、継続的な相談支援とあわせて、生活費及び一時的な資金の貸付けを行う総合支援資金を創設するとともに、資金の種類も4種類に統合された。

また、連帯保証人要件の緩和や貸付利率の引き下げなどの改正が行われ、平成27年4月には、生活困窮者自立支援法の施行に伴い、総合支援資金及び緊急小口資金の貸付けには原則として自立相談支援事業の利用を必要とするほか、貸付期間の見直し及び償還促進のため償還期限の見直しが行われた。

令和2年3月25日から新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業等により、一時的又は継続的に収入減少した世帯を対象として、福祉資金（緊急小口資金）の特例貸付の受付が開始された。以降も、令和2年4月20日からは総合支援資金（初回）が、令和2年7月20日からは同（延長）が、令和3年2月2日からは同（再貸付）の受付が開始された。なお、延長分は令和3年6月30日まで、再貸付分は令和3年12月31日までで申請が終了している。緊急小口資金及び生活福祉資金（初回）は令和4年6月30日までの申請期限となっている。

第 1 表 貸付原資（補助金）交付状況

年度	金額
30	2,000,000 円
31	2,000,000
32	9,600,000
33	17,100,000
34	13,161,000
35	13,161,000
36	17,460,000
37	18,900,000
38	33,900,000
39	31,500,000
40	21,000,000
41	27,000,000
42	20,000,000
43	25,000,000
44	20,000,000
45	135,000,000
46	92,500,000
47	47,500,000
48	30,000,000
49	30,000,000
50	107,500,000
51	45,000,000

年度	金額
52	45,000,000 円
53	45,000,000
54	70,506,000
55	59,214,000
56	62,676,000
57	78,000,000
58	78,000,000
59	91,500,000
60	94,667,000
61	78,000,000
62	70,000,000
63	50,000,000
元	60,000,000
2	10,500,000
3	97,500,000
4	168,000,000
5	30,000,000
6	70,000,000
7	20,000,000
8	10,000,000
9	20,000,000
10	18,280,000

年度	金額
11	0 円
12	0
13	700,000,000
14	0
15	0
16	0
17	0
18	0
19	0
20	0
21	327,700,000
22	0
23	0
24	0
25	0
26	0
27	0
28	0
29	0
30	0
元	171,000,000
2	1,735,034,000
計	3,284,825,000

第 2 表 原資保有高 令和 3 年 3 月末現在

	原資保有額
高知県	3,980,468,809 円

第3表 年度別、申込、貸付決定状況(決定額ベース)

区分 年度	申 込		貸 付		申込に対する決定の比	
	件 数	金 額	件数	金 額	件 数	金 額
S30～63	17,939件	5,094,622,904円	14,990件	4,536,157,835円	84%	89%
H元	277	265,241,000	271	254,654,000	98	96
1	385	395,063,000	384	393,863,000	100	100
2	367	403,570,000	364	399,190,000	99	99
3	325	374,077,000	321	366,002,000	99	98
4	330	380,839,000	330	380,749,000	100	100
5	334	388,456,000	327	375,079,000	98	97
6	324	347,043,000	324	346,309,000	100	100
7	330	370,366,000	329	365,196,000	100	99
8	356	380,750,000	356	380,750,000	100	100
9	378	374,810,000	378	374,810,000	100	100
10	347	343,020,000	341	333,034,000	98	97
11	249	265,789,000	240	250,059,000	96	94
12	203	233,351,000	195	210,063,000	96	90
13	73	82,815,000	72	78,193,000	99	94
14	87	86,883,000	79	76,603,000	91	88
15	124	117,468,000	120	109,349,000	97	93
16	84	86,607,000	80	82,920,000	95	96
17	108	128,455,000	101	116,598,000	94	91
18	75	71,356,000	71	58,858,000	95	82
19	73	129,787,000	71	124,213,000	97	96
20	68	80,312,000	67	79,512,000	99	99
21	502	275,121,000	491	275,621,000	98	100
22	550	343,036,000	526	338,163,000	96	99
23	499	345,241,000	476	308,181,000	96	89
24	459	309,954,000	438	275,983,000	96	89
25	333	229,351,000	322	217,277,000	97	95
26	206	89,483,000	198	81,484,000	96	91
27	135	42,402,000	132	41,792,200	98	99
28	200	50,906,000	195	42,671,000	98	84
29	179	46,787,000	176	45,743,000	98	98
30	161	71,203,400	159	69,026,400	99	97
R元	261	76,366,700	261	76,366,700	100	100
(本則)	150	60,366,700	150	60,366,700	100	100
(特例貸付)	101	16,000,000	101	16,000,000	100	100
R2	18,870	7,159,399,800	18,869	7,158,799,800	99	99
(本則)	160	50,819,800	160	50,819,800	100	100
(特例貸付)	18,710	7,108,580,000	18,709	7,107,980,000	99	99
計	45,191	19,439,931,804	42,054	18,623,269,935	93	96

第4表 年度別貸付償還状況（貸付額ベース）

令和3年4月30日現在

※「決定額」は、貸付総額のことをいい、「貸付額」は、実際に貸付をした額をいう。

年度	貸付額		償還計画額		償還済額		償還率	
	年度別	累計	年度別a	累計A	年度別b	累計B	年度別b/a	累計B/A
昭和30 ～63	千円 —	千円 4,748,936	千円 —	千円 3,615,570	—	千円 3,326,579	% —	% 92.0
平成 元	381,247	5,130,183	(256,695) 545,686	3,872,265	243,225	3,569,804	44.6	92.2
2	374,714	5,504,897	(268,133) 570,595	4,140,398	257,654	3,827,458	45.2	92.4
3	378,060	5,882,957	(294,870) 607,806	4,435,268	277,863	4,105,321	45.7	92.5
4	370,345	6,253,302	(301,753) 631,463	4,737,021	292,860	4,398,181	46.4	92.8
5	366,614	6,619,916	(311,227) 648,393	5,048,248	299,518	4,697,699	46.1	93.0
6	335,053	6,954,969	(323,538) 672,691	5,371,786	309,764	5,007,463	46.0	93.2
7	347,580	7,302,549	(329,524) 692,339	5,701,310	308,586	5,316,049	44.5	93.2
8	346,182	7,648,731	(328,550) 714,366	6,029,860	323,445	5,639,494	45.2	93.5
9	265,034	7,913,765	(321,665) 709,963	6,351,525	307,704	5,947,198	43.3	93.6
10	320,724	8,234,489	(305,434) 697,264	6,656,959	293,018	6,240,216	42.0	93.7
11	344,790	8,579,279	(290,960) 685,856	6,947,919	256,180	6,496,397	37.4	88.4
12	213,432	8,792,711	(207,448) 704,446	7,609,091	261,420	6,757,817	37.1	88.8
13	46,183	8,838,894	(245,924) 689,475	7,855,015	251,451	7,009,268	36.5	89.2
14	116,140	8,955,034	(224,948) 669,068	8,079,963	231,542	7,240,811	34.6	89.6
15	100,065	9,055,099	(218,298) 660,543	8,298,261	225,573	7,466,384	34.1	90.0
16	78,439	9,133,538	(201,197) 627,890	8,499,458	210,838	7,677,222	33.6	90.3
17	89,094	9,222,632	(190,803) 611,107	9,110,565	191,604	7,868,826	31.4	86.4
18	63,200	9,285,832	(169,888) 592,804	9,703,369	179,287	8,048,113	30.2	82.9
19	56,544	9,342,376	(158,599) 569,786	10,273,155	167,075	8,215,188	29.3	80.0
20	66,562	9,408,938	(144,351) 545,757	10,818,912	157,198	8,372,386	28.8	77.4
21	178,812	9,587,749	(134,786) 519,471	11,338,383	144,080	8,516,466	27.7	75.1
22	242,805	9,830,554	(129,537) 511,365	11,849,748	142,496	8,658,962	27.9	73.1
23	228,122	10,058,676	(129,537) 476,797	12,326,545	133,909	8,792,871	28.1	71.3
24	219,107	10,277,782	(122,035) 319,868	12,646,413	117,702	8,910,573	36.8	70.5
25	199,278	10,477,061	(113,911) 432,386	13,078,799	118,723	9,029,296	27.5	69.6
26	149,007	10,626,068	(115,854) 432,036	13,510,835	102,155	9,131,451	23.6	67.6
27	95,899	10,721,967	(103,189) 426,330	13,937,165	102,510	9,233,961	24.0	66.3
28	72,723	10,794,690	(108,839) 390,996	14,328,161	109,975	9,343,936	28.1	65.2
29	58,124	10,852,814	(110,525) 394,796	14,722,957	99,882	9,443,818	25.3	64.1
30	44,979	10,897,793	(111,569) 406,725	15,129,682	104,593	9,548,411	25.7	63.1
元	58,647	10,956,440	(110,247) 397,442	15,527,124	104,817	9,653,228	26.4	62.2
2	6,050,580	17,007,020	(92,229) 398,186	15,925,310	88,013	9,741,241	22.1	61.1

第5表 令和元年度生活福祉資金貸付条件一覧表

資金の種類		貸付限度額・目安額(単位:円)	据置期間	償還期間	貸付利率	連帯保証人
① 総合支援資金	生活支援費 (生活再建までの間に必要な生活費)	月200,000円以内 (単身世帯:月150,000円以内) ・貸付期間 3月(最長12月以内)	最終貸付日から6ヶ月以内	据置期間経過後 10年以内	※連帯保証人を立てる場合は無利子 ※連帯保証人を立てない場合は年1.5%	原則連帯保証人を立てるものとする。 ただし、連帯保証人を立てない場合でも、貸付を受けることができる。
	住宅入居費 (敷金・礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用)	400,000円以内	貸付の日(生活支援費とあわせて貸し付けている場合には、生活支援費の最終貸付日)から6ヶ月以内			
	一時生活再建費 (生活を再建するために一時的に必要かつ日常生活で賄うことが困難であるもの)	600,000円以内				
② 福祉資金	福祉費	ア 生業を営むために必要な経費	貸付限度額 580万円 (注)右記の国の示した各区分ごとの目安額とする	460万円	据置期間経過後20年以内 (注)右記の国の示した各区分ごとの目安期間とする	原則連帯保証人を立てるものとする。 ただし、連帯保証人を立てない場合でも、貸付を受けることができる。 ※技能習得については、教育支度費と同じ
		イ 技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	技能を習得する期間が 6ヶ月程度130万円 1年程度220万円 2年程度400万円 3年以内580万円			
		ウ 住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	250万円			
		エ 福祉用具等の購入に必要な経費	170万円			
		オ 障害者用自動車の購入に必要な経費	250万円			
		カ 中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	513.6万円			
		キ 負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	療養期間が1年を超えないときは170万円 (1年を超え1年6ヶ月以内であつて、世帯の自立に必要なときは230万円)			
		ク 介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	介護サービスを受ける時期が1年を超えないときは170万円 (1年を超え1年6ヶ月以内であつて、世帯の自立に必要なときは230万円)			
		ケ 災害を受けたことにより臨時に必要な経費	150万円			
		コ 冠婚葬祭に必要な経費	50万円			
		サ 住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	50万円			
		シ 就職、技能習得等の支度に必要な経費	50万円			
		ス その他日常生活上一時的に必要な経費	50万円			
		緊急小口資金		10万円(特に必要と認められる場合は20万円)		
③ 教育支援資金	教育支援費	【高等学校】月額35,000円 【高等専門学校】月額60,000円 【短期大学】月額60,000円 【大学】月額65,000円	卒業後6ヶ月以内	据置期間経過後20年以内	無利子	生計中心者が連帯債務を負担する連帯借受人として加わらなければならない。 この場合は原則として連帯保証人は必要としない。
	就学支度費	50万円				
④ 不動産担保型生活資金	不動産担保型生活資金	・不動産の評価額に基づき貸付限度額を決定する。(土地・建物の評価額の70%以内)	契約の終了後3ヶ月以内		年3%又は銀行の長期プライムレートのいずれか低い利率	推定相続人の中から1名連帯保証人を立てる
	要保護世帯向け不動産担保型生活資金					連帯保証人を必要としない

(5) 生活困窮者自立支援制度

生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活に困り何らかの支援を必要とする方に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講ずる目的で、平成25年12月に「生活困窮者自立支援法」が成立し、平成27年4月1日から施行されています。福祉事務所設置自治体は、必須事業として「自立相談支援事業」及び「住居確保給付金」の支給を実施するとともに、地域の実情に応じて、「就労準備支援事業」、「一時生活支援事業」、「家計改善支援事業」、子どもの学習・生活支援事業」等を実施できることとされています。

①自立相談支援事業

「自立相談支援事業」は、生活に困り何らかの支援を必要とする方からの相談を受け、

- 相談者の抱えている課題を評価・分析（アセスメント）し、そのニーズを把握
- ニーズに応じた支援が計画的かつ継続的に行われるよう、自立支援計画を策定
- 自立支援計画に基づく各種支援が包括的に行われるよう、関係機関との連絡調整等の業務を行います。

高知県では、11市を除く23町村を対象として16の自立相談支援機関を設置し、関係機関と連携を図りながら、相談の受付、自立のためのプランの策定や支援の実施を行っています。

②住居確保給付金の支給

生活困窮者自立支援制度では、福祉事務所設置自治体は、離職・廃業等から2年以内の方又は個人の責に帰すべき理由・都合によらない休業等に伴う収入減少により離職や廃業と同程度の状況にある方で、住居を喪失又は喪失する恐れのある所得等が一定水準以下の方に対して、有期で住居確保給付金で支給することとされています。

県では、自立相談支援事業において相談者が当該給付金の支給に該当すると認められる場合、一定期間家賃相当分を支給します。

③就労準備支援事業

就労準備支援事業は、直ちに一般就労に就くことが困難な方に対して、生活週間確立のための指導や地域活動への参加等を通じた日常・社会生活自立のための訓練、就労体験等を通じた訓練を行い、段階的に一般就労を目指す事業です。

相談者の自立の状態に応じた支援により、本人の自尊感情や自己有用感の回復・醸成を図りながら、最終的に一般就労を目指すことで、生活困窮からのスムーズな脱却を図ります。

④家計改善支援事業

家計状況の「見える化」と根本的な課題の把握を行い、相談者が自ら家計を管理できるように支援します。状況に応じた支援計画の作成や相談支援、関係機関へのつなぎ、必要に応じて貸付のあっせんなどを行います。

これらの支援により、家計収支の改善や家計管理能力の向上等により、自立した生活の定着を支援します。

⑤子どもの学習・生活支援事業

生活困窮家庭の子どもに対する学習支援事業を実施することで、学習習慣の習得や高校への進学率の向上を図ります。また、高校に進学した方に対する中退防止のための相談支援、家庭への相談支援を行うことで、世帯の生活改善を図り、将来生活困窮に陥ることがないように、貧困の連鎖を防止するための支援を実施します。